

EU 議長国ルクセンブルクと欧州議会、  
営業秘密の保護に関する EU 指令策定に仮合意

2015 年 12 月 22 日  
JETRO テュッセルドルフ事務所

2015年下半期のEU議長国としてEU理事会を取りまとめるルクセンブルクと欧州議会の代表が、12月15日、営業秘密の保護に関するEU指令の策定内容に仮合意した。EU理事会、欧州議会及び欧州委員会がそれぞれプレスリリースを行った。

本指令案は、営業秘密を保護する法制度の導入を加盟国に義務付けるものであり、本指令が成立すると、加盟国は2年以内に国内法を整備することが義務付けられる。なお、今後、本指令案が成立するためには、EU理事会及び欧州議会のそれぞれにおいて、指令案が審議され、承認される必要がある。

現在、EUには営業秘密の保護のための統一的な制度は存在しておらず、各加盟国において一定程度の保護がなされているが、保護の方法や内容は加盟国によって異なっている。このため、国境を越えた共同研究開発に支障をきたしているとの問題点が指摘されていた。この問題に対して、欧州委員会は2011年に調査研究を開始し、EU加盟国に加えて日本、米国及びスイスの法制度を詳細に検討するとともに、企業に対するアンケート調査も実施して、EUレベルの統一的な法制度の策定を模索。2013年11月に、営業秘密の保護に関するEU指令案を公表していた。

欧州委員会のプレスリリースによれば、今般の仮合意は、EU理事会、欧州議会及び欧州委員会の三者との間での協議プロセスにおいてなされたもの。本指令案では、営業秘密の不正な取得、使用及び開示に該当する不正行為に対する措置、手続及び救済など営業秘密の保護が確保される一方で、メディアの自由・報道ソースの保護、従業者が適切に獲得した経験及びスキル活用の保障、いわゆる「公益通報者（whistle-blowers）」の保護にも配慮されている。

— EU 理事会のプレスリリースは、以下参照 —

[Trade secrets protection: Luxembourg presidency seals deal with Parliament](#)

— 欧州議会のプレスリリースは、以下参照 —

[Protecting trade secrets – MEPs strike a deal with Council](#)

— 欧州委員会のプレスリリースは、以下参照 —

[Trade secrets protection: Nearly there!](#)

— 営業秘密の保護に関する仮合意段階の EU 指令案は、以下参照 —

[Draft directive on trade secrets \(PDF\)](#)

— EUの営業秘密保護に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州委員会、営業秘密の保護に関するEU指令案を公表（2013年11月29日）（PDF）](#)

[欧米の産業界、EU及び米国にTTIP交渉を利用した営業秘密保護の強化を要請（2013年11月4日）（PDF）](#)

[欧州委員会、EUにおける営業秘密の保護に関する調査研究報告書を公表（2013年10月18日）](#)

[欧州委員会、各EU加盟国における営業秘密の保護に関する報告書を公表（2012年6月14日）（PDF）](#)

(以上)